

# インフルエンザ注意報の発令について

令和7年（2025年）12月25日（木）15時00分

北海道江差保健所

電話 0139-52-1053

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第51週（令和7年12月15日～令和7年12月21日）において、江差保健所管内（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報の発令基準値以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

今後、江差保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

## 1 定点医療機関あたりの患者報告数（第51週（12/15～12/21）速報値）

区分	江差保健所	全道	全国
定点あたり患者数（人）	23.33	集計中	集計中

## 2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。（URL：<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）

## 3 参考

### （1）インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があること、

流行の発生後であれば流行が継続している可能性があることを示しています。

警報：大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】注意報：1定点医療機関あたりの患者報告数が1週間で10人以上となった場合

警報：1定点医療機関あたりの患者報告数が1週間で30人以上となった場合

※警報発令後は1定点医療機関あたりの患者報告数が10人以上であれば警報を継続

### （2）直近5週間における定点医療機関あたり患者報告状況（人）

	第47週 (11/17～11/23)	第48週 (11/24～11/30)	第49週 (12/1～12/7)	第50週 (12/8～12/14)	第51週速報値 (12/15～12/21)
江差	28.00	22.67	10.67	9.33	23.33
全道	61.78	44.62	29.08	23.25	集計中
全国	51.24	45.00	38.51	36.96	集計中